

# 定 款

2024年8月1日

一般社団法人北海道労働福祉共済会

# 一般社団法人 北海道労働福祉共済会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道労働福祉共済会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、勤労者の暮らしの向上、共済制度による相互扶助及び就労支援に関する事業をはじめ、高齢者や障がい者に対する自立支援に関する事業や修学が困難な生徒に対する奨学金事業を行うことにより、勤労者その他の道民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労者の家計の改善などの暮らしの向上に役立つ講習会、セミナー等の開催
- (2) 勤労者の相互扶助のための慶弔共済事業
- (3) 高齢者や障がい者の介護に関する技能や資格を取得するための講座等の開催
- (4) 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業
- (5) 学習意欲がありながら、経済的理由により高等学校で修学することが困難な生徒への奨学金事業
- (6) こくみん共済 coop の共済事業の補助業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人による会員をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第8条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(種類)

第 13 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 会員の除名
- (5) 長期借入金又は重要な財産の処分若しくは譲受け
- (6) 解散又は残余財産の処分
- (7) 合併又は事業の全部の譲渡
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず個々の総会においては、第 16 条第 2 項の書面又は電磁的方法に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 15 条 総会は、通常総会として毎事業年度の終了後 3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 長期借入金又は重要な財産の処分若しくは譲受け
- (4) 定款の変更
- (5) 合併又は事業の全部の譲渡
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 会員は、法令で定めるところにより、他の会員を代理人としてその議決権を行使し、又は書面によりその議決権を行使することができる。

2 理事又は会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 総会の議長及び総会に出席した理事のうち議長から指名された2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 8名以上12名以内

監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。また、理事から副会長を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもつて法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、会員の中から選任する。ただし、理事については4名を超えない範囲で、監事については2名を超えない範囲で、会員以外の者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行し、会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 6 章 理 事 会

(構成)

- 第 29 条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- (権限)
- 第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任する事ができない。
- (1) 多額の借財
- (2) 重要な使用人の選任及び解任
- (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (4) 内部管理体制の整備
- (種類及び開催)
- 第 31 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の 2 種とする。
- 2 定例理事会は、毎事業年度 4 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) その他法令に定める場合。
- (招集)
- 第 32 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- (議長)
- 第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 35 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。  
2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得た上で、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を 5 年間主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 41 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、総会において決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

第 42 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 44 条 この法人は、総会の決議により、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 45 条 この法人は、法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 47 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開の方法は、この法人のホームページ及びこの法人の事務所における帳簿及び書類等の閲覧による。

(個人情報の保護)

第 48 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 公告の方法

(公告)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、北海道新聞に掲載する方法による。

## 第 11 章 雜 則

(委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は 小澤 修二 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 4. (施行期日)

この定款は、2012年6月1日から施行する。

この定款は、2014年8月1日から施行する。

この定款は、2017年3月1日から施行する。

この定款は、2017年8月1日から施行する。

この定款は、2024年8月1日から施行する。